

令和３年 第５回教育委員会 会議録

日 時	令和３年３月３０日（火） 午前９時３０分～午前１０時３５分
場 所	向日市福祉会館 ３階大会議室
出席委員	永野教育長、白幡委員、松本委員、流石委員、中野委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化資料館長、副部長兼学校教育課担当課長、主席課長兼教育総務課長、主席課長兼学校教育課長、生涯学習課長、図書館長、文化財調査事務所長、教育総務課主任
議 題	議案第８号 向日市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について 委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第４回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、議案第８号「向日市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について」を上程する。
事務局	― 向日市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について ― 本案は、デジタル化の推進等を踏まえ、行政手続きの簡素化の推進を目的に市民負担の軽減及び利便性の向上を図るため、向日市教育委員会規則で定める申請書等への押印の義務付けを廃止するための特例に関する規則を定めるもので、教育長に対する事務委任規則第２条第２号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。 規則の内容は、教育委員会規則で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、押印の義務付けを廃止するものである。 具体的には、別添資料に掲げている２４の規則において、それぞれ定めている様式で押印を求めているが、全庁的に市民等から提出される申請書等の押印の見直しを進めており、本年４月１日から押印の義務付けを廃止するものである。
委員	押印欄は空欄になるということか。

事務局	本人確認できたら印鑑は省略できるということである。
委員	サインでもいいのか。
事務局	サインでもいい。現在、様式で押印欄を定めており、その押印の義務付けをとるということである。印鑑を押しても押さなくてもいい。
教育長	議案第 8 号「向日市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により、議案第 8 号は承認された。 次に、委員会諸報告として「向日市議会令和 3 年第 1 回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について」報告願う。
事務局	― 向日市議会令和 3 年第 1 回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について ― (資料に沿って概要を説明) 【質疑等】
委員	1 ページ、「史跡乙訓古墳群が所在する乙訓 2 市 1 町及び京都市が連携して一つの保存活用計画を策定」とあるが、予算的な部分をどうするかなど温度差のようなものがあり、実際に連帯することは難しいと思う。 そのようなことを踏まえて、具体的にどのように連携しているのか。
事務局	現在、史跡乙訓古墳群は 13 基あり、乙訓 2 市 1 町及び京都市の保存に対する考え方は同じであるが、今後の整備や活用については、ご指摘のとおり、温度差がある。 財政的な部分が伴うので、現在、先行事例である百舌鳥・古市古墳群を参考にしている。古市古墳群は、大阪府の藤井寺市と羽曳野市で保存活用計画を策定しており、堺市にある百舌鳥古墳群は、藤井寺市と堺市で保存活用計画を策定している。 当初、古墳が所在する市町が、共同で「史跡乙訓古墳群保存活用計画」を策定する方法がいいのではないかと考えていた。しかし、文化庁は、1 つの市町が代表して計画を策定するやり方を指導され、古市古墳群では羽曳野市が藤井寺市に負担金を払い、藤井寺市が計画を策定している。

	これらを踏まえ、現在、乙訓２市１町及び京都市の事務連絡協議会の中で、先進地事例の課題を洗い出している最中である。なお、昨年に各市町の担当者が先進地へ視察に行き、指導を得ることになっていたが、新型コロナウイルス感染防止の影響で視察ができなかった。 今後、保存活用計画策定までの条件整備面で、温度差がなくなるように、乙訓２市１町及び京都市で協議をしているところである。
委員	計画が現在どの段階であるかを情報発信してもいいと思う。
事務局	ご指摘いただいた情報発信について、今後検討していきたい。
委員	現在の経過が分かる発掘物の展示場まで行くのは大変なので、文字で分かるようなものはないのか。
事務局	埋蔵文化財センターでは、五塚原古墳の発掘調査成果をまとめた報告書を販売する予定である。これまでは、国庫補助金を活用した発掘調査の報告書で販売はできなかったが、今年度は埋蔵文化財センターが報告書を発行し、販売することとしている。 また、一昨年に、向日町競輪場でＫＡＲＡ－１グランプリ等が開催された時に、乙訓２市１町で文化財の特別ブースを設け、写真展示をし、情報発信をした。 しかし、それでもまだ十分でないため、ご指摘のとおり一層の情報発信に努めていきたい。
委員	今後、デジタル教科書の活用が進んでいく中で、教員はどのようにデジタル教科書を意識しているのか。 また、そのデジタル教科書を使用するにあたっての研修会や教材研究などを積極的に行わないと、授業で上手く活用できないと思うので、その辺りをお伺いしたい。
事務局	現在、本市ではデジタル教科書は導入しておらず、教材研究もこれからである。ただし、国が令和３年度に実施する学習者用デジタル教科書実証事業で、対象となった学校の対象学年の児童生徒１名につき１教科のデジタル教科書を無償提供することとなっているので、それが提供されてから教材研究をすることになる。 なお、デジタル教科書に限らず、ＩＣＴを使った教材研究は、ＧＩＧＡスクール構想の時から各校の教職員に協力していただいており、各学校２名の教員と教育委員会職員でプロジェクトチームを作り、研究しているところである。

教育長	学習者用デジタル教科書実証事業で、各学校に1教科あたるとのことか。
事務局	現在、各学校に1教科ずつあたる予定である。
事務局	例えば、第3向陽小学校が理科、第5向陽小学校が算数などという形で、対象学年が1年間デジタル教科書を活用し、その効果を検証していくということになる また、デジタル教科書は児童生徒に映像や画像を見せて関心を高められるが、それが紙の教科書では難しいときもあるので、教員のデジタル教科書への期待は高い。それを効果的に活用しようとする研究前の段階である。
委員	各学校に1教科とは、例えば、国語と決まったら、その学年全クラスがデジタル教科書を使うということか。1クラスではなく、1学年ということか。
事務局	1校につき1教科である。
委員	例えば、小学校1年生が国語と決まったらとすればどうなのか。
事務局	対象学年と学校単位の教科が決まっており、対象の学年に応じた内容のデジタル教科書が割り当てられる。例えば、ある小学校は国語、ある中学校は数学というような形である。
教育長	対象学年の全児童生徒がデジタル教科書の授業が受けられるということである。
委員	その場合、基本的に紙の教科書を使わず、デジタル教科書のみで授業を進めていくということか。
事務局	デジタル教科書しか使ってはいけないということではなく、紙の教科書があることを前提で、デジタル教科書も使えるということが、現在の国の方針となっている。 また、今回の割当は実証であるので、紙の教科書と並行して使うことになると思う。
教育長	紙の教科書とデジタル教科書をどのように使い分け、どのような使い方ができるのかを検証する。

委員	1人1台のタブレット端末は既に配備されたのか。
事務局	全ての小中学校への配備を終えたところである。
委員	保護者の方の中には、タブレットの使い方や運用等についての理解ができていない部分もあるので、保護者の方に通知したり、また、保護者参観時に、児童生徒がタブレットを使っている様子を見る機会を作ったりして、タブレットを使うにあたっての理解をしていただく必要があると思う。
事務局	新年度になってから、保護者の方と児童生徒宛に使い方のルール等のお知らせをする予定である。 また、4月1日になってからでないと、教員の配置や児童生徒のクラスの割当が分からないので、クラス編制が発表されたらすぐに1人1つつアカウントを配布する予定である。
事務局	令和2年度は保護者の方々に授業を見ていただく機会が体育大会のみとなってしまった。令和3年度はクラスの中で時間帯を決め、分散して参観するなど、可能な限りの対策を講じた上で、授業参観していただくような計画を立てている。
委員	分散とは、1時間の授業を前半と後半に分けて参観していただくということか。
事務局	学校ごとに児童生徒数が異なり、15名くらいの保護者の方が1つの教室に入っても十分な間隔がとれる学校もあれば、40人学級がある中学校では、スペースの確保が難しい。 このような状態を踏まえ、密にならずに廊下からでも参観できるよう、1時間目から6時間目までの全ての授業を公開したり、1時間目は名簿の1番から10番の児童生徒の保護者の方が参観したりするなど、学校ごとに工夫を凝らし、そのような対策を講じた上で、授業参観をする予定である。
委員	「こども本の森・中之島」や守山市立図書館は、著名な方が建築され、両者とも有名な図書館であるが、向日市では図書館を利用していただくために、どのような工夫をしているのか。
事務局	開館当初から行っているおはなし会、また、小中学生読書感想文コンクール、毎月1回のおはなしひろばは読書推進に寄与し、コロナの影響を除

	けば、多くの利用者に来館していただいているところである。 また、同じ事業を行うだけでは、市民の方に来館していただけないので、情報発信を含め、事業の内容の見直しをしていかなければいけないと意識している。 議員からの一般質問を受けて、令和３年４月から、市民の方同士が本の紹介をする、「大きくなあれ本の木」を行う予定である。 これは、市民の方が面白かったと思う本、特に子どもと保護者の方が面白かったと思う本を葉っぱの形をした紙に記入し、推薦してもらい、その葉っぱを紙製の木に掲示するというものである。 図書館職員が市民の方に本を紹介するよりも、市民の方同士が本を紹介する方が興味を持っていただけるようなので、このような事業を始めようとしている。
委員	コロナ禍で難しいと思うが、ビブリオバトルのようなことは考えているのか。
事務局	先週の３月２７日（土）に、参加人数や本の紹介時間を半分にするなどの対策を講じた上で、ビブリオバトルを行った。
委員	参加者はどのくらいであったのか。
事務局	参加を申込み制としたので、発表者３人、観覧者８人であったが、ビブリオバトルは盛り上がったと聞いている。
委員	ひまわり教室とフリースクールの違いは何か。
事務局	ひまわり教室とは、本市が設置している適応指導教室の通称であり、平日の９時半から１２時までの時間で、臨床心理を学ぶ大学院生が指導員として、なかなか学校に行けない不登校の初期段階の児童生徒を支援している。 また、費用はかかるが、民間のフリースクールが適切であるということであれば、そこを活用している児童生徒もいる。 いずれも、その児童生徒にとって、最適な支援を行っているということである。
委員	「ＩＣＴ支援員は４校に１人配置が必要」とあるが、何か基準があるのか。
事務局	総務文教委員会の質問では、そのように言われたが、４校に１人の割合

	で I C T 支援員を配置するために必要な経費について地方財政措置が講じられているということであり、市が地方交付税を受けるときに、それが算定基準に入っているということである。配置の義務はない。
委員	I C T 支援員を設置すれば、その財政措置がされるということか。
事務局	I C T 支援員の設置経費は、地方交付税の算定の中に入っているが、その交付税の使途は各自治体に裁量がある。
教育長	次に、「第 2 向陽小学校の校舎の状況について」報告願う。
事務局	— 第 2 向陽小学校の校舎の状況について — 第 2 向陽小学校北校舎の軽量モルタルの剥離・落下が続いて発生したことから、経過も併せて状況を報告する。 令和 2 年 1 0 月 1 5 日（木）に、西側の 1 階から 2 階段裏の軽量モルタルの剥離・落下が発生した。 そのときの対応としては、1 5 日中に資料（1）の①及び②の点検を実施した。 ①は、落下直後に行った教育委員会の管理職及び一級建築士等による点検である。対象は、全校舎の階段裏・天井・壁の全箇所を点検した。その際の点検方法は、目視調査と打診調査というもので、目視調査とは、目で見てひび割れ等を確認する調査である。 また、打診調査とは、打診棒という専用の道具で叩いて、タイルやモルタル等に浮きがある場合に生じる打撃音の変化により浮きの場所と程度の調査を行うものである。なお、天井については、目視調査のみを実施した。 ②について、さらに同日中に、専門業者が詳細調査として、全ての階段裏の打診調査を行った。その結果として、北校舎西階段の必要な箇所全てについて、軽量モルタルを剥離する修繕を行い、北校舎階段付近の安全を確保したところである。 次に（2）について、令和 2 年 1 月 2 2 日（金）に北校舎の 2 階手洗い場付近において、壁面の塗装の剥離が発生した。 すぐに教育委員会の一級建築士等が確認し、周辺の目視調査及び打診調査を行った。この時の剥離は、手洗い場の壁の表面の塗装の剥落で、その破片は最大で 2 × 2 c m、厚さ 1 c m 以下の極めて軽量の塗装の剥落であった。 状況確認及び点検の結果、直ちに危険はないと判断できたが、令和 2 年 1 0 月 1 5 日（木）に階段裏の剥離・落下という事象が起こった後で、保護者の方がご心配されるのではと考え、同日中に、学校から文書

	を配布する対応を行ったところである。なお、この箇所については、塗装を除去する修繕を行った。 次に（３）について、同年３月２１日（日）に北校舎２階廊下２年３組の教室前の天井の軽量モルタルが、幅約１２ｃｍ、長さ約１２７ｃｍにわたって剥離落下する事象が発生した。 直ちに教育委員会の管理職及び一級建築士等による確認及び専門業者による調査を行うとともに対応を検討したが、緊急安全対策の実施のため、やむを得ず翌２２日（月）を学校休業とした。緊急安全対策は、廊下天井をブルーシートで覆い固定し、児童の安全を確保するもので、これにより、翌２３日（火）から学校活動を再開し、また、ＰＴＡ本部役員には、同日説明を行っている。 なお、学校内壁の状況を把握し、計画的な修繕につなげることを目的に、（３）の⑤に記載しているとおおり、現在、専門業者に打診による詳細調査を実施しているところである。 この調査結果が、同月３１日に提出された後、結果を受け、４月以降から順次、修繕を行う予定をしていた。 しかし、同月２１日に剥離・落下が発生したため、修繕予定を前倒しし、北校舎の廊下等については軽量モルタルの除去等安全確保のための修繕を、現在、実施しているところである。 ３月３１日（水）には、この件についての保護者説明会を第２向陽小学校体育館にて開催する予定であり、学年毎に２部制で開催する予定としている。 【質疑等】
委員	明日が保護者説明会ということであるが、３月２３日のＰＴＡ本部役員会議で説明したときは、どのような反応であったのか。何か意見などはあったのか。
事務局	新旧のＰＴＡ本部役員の方が１６名ほどお集まりになられていたので、ご説明させていただいた。そのときの反応は、また剥離・落下したのかと困惑されたような反応であった。 そして、しっかり児童の安全確保するようにとのご意見であったため、現在調査を行っていることをお伝えしたところ、その結果を知らせしてほしいとのことであった。
教育長	それを受けて、保護者説明会を開催する。
委員	第２向陽小学校の児童に対して、この剥離・落下をどのように説明を

事務局	したのか。立入禁止になっているのは何故かなど説明したのか。 臨時休業を行うに際して、児童に説明する場面を作ることができなかったので、保護者の方を通じて、剥離・落下により、急遽、1日臨時休業とすると間接的に説明を行った。 また、臨時休業明けに、担任の教員から発達段階に応じて、簡潔な説明していただいた。
委員	昨日、第2向陽小学校に行った時に、トラックなど多くの工事車両があったが、児童が近づかないようにする方法がなかったように思ったので、児童にどのような説明をしたのかと質問させていただいた。
事務局	現在、北校舎を緊急工事しているので、立入禁止措置をしている。 校舎の中は、現在、4社の業者が入っており、工事の進み具合に違いはあるが、ブルーシートを全面に覆って、入れないようにしている。 車の出入りについて、主に学童に通う子どもに、学童の指導員から注意が行われていると聞いている。
教育長	閉会宣言

令和３年第５回教育委員会

令和３年３月３０日（火）

午前９時３０分から

向日市福社会館　３階大会議室

１　開　　会

２　会議録の承認について

３　議　　案

議案第８号　向日市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則
について

委員会諸報告

- ・向日市議会令和３年第１回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について
- ・第２向陽小学校の校舎の状況について

４　閉　　会

向日市教育委員会議案第8号

向日市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について

上記のことについて、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和3年3月30日提出

向日市教育委員会

教育長 永野 憲男

教育委員会規則第 号

向日市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定

〔教育部教育総務課〕

1 制定の趣旨

行政手続の簡素化の推進を目的とし、市民の負担軽減及び利便性向上を図り、向日市教育委員会規則で定める申請書等への押印義務付けを廃止するための特例に関し、所要の事項を定めるための「向日市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則」を制定するもの。

2 内容

向日市教育委員会規則で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止する。

3 施行期日 令和3年4月1日

教育委員会規則第 号

向日市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、向日市教育委員会規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 向日市教育委員会規則で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

向日市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（教育委員会規則第 号）第2条の「教育長が別に定めるもの」については、次の表のとおりとする。

	規則名	様式名	備考
1	向日市教育委員会事務局組織規則	公印印影印刷承認申請書	
2	向日市立学校施設開放規則	学校施設使用団体登録申請書	
3	向日市文化財保護条例施行規則	指定書（認定書）再交付申請書	
4	向日市文化財保護条例施行規則	管理責任者選任(解任、変更)届	
5	向日市文化財保護条例施行規則	所有者変更届	
6	向日市文化財保護条例施行規則	所有者(管理責任者)氏名(名称、住所)変更届	
7	向日市文化財保護条例施行規則	滅失、き損等届	
8	向日市文化財保護条例施行規則	所在場所変更届	
9	向日市文化財保護条例施行規則	現状変更等許可申請書	
10	向日市文化財保護条例施行規則	現状変更等変更許可申請書	
11	向日市文化財保護条例施行規則	現状変更等(修理、復旧)着手(終了)報告書	
12	向日市文化財保護条例施行規則	修理届	
13	向日市文化財保護条例施行規則	現状変更等(修理、復旧)変更届	
14	向日市文化財保護条例施行規則	向日市指定有形文化財の修理に係る届出書	
15	向日市文化財保護条例施行規則	保持者氏名（芸名、雅号等、住所）変更届	

16	向日市文化財保護条例施行規則	保持者死亡届	
17	向日市文化財保護条例施行規則	保持団体名称(事務所所在地)変更届	
18	向日市文化財保護条例施行規則	保持団体(保存団体)代表者(管理人、構成員)変更(異動)届	
19	向日市文化財保護条例施行規則	保持団体解散届	
20	向日市文化財保護条例施行規則	現状変更等届	
21	向日市文化財保護条例施行規則	土地所在等異動届	
22	向日市文化財保護条例施行規則	現状変更等許可申請書	
23	向日市文化財保護事業補助金交付規則	向日市文化財保護事業補助金交付申請書	
24	向日市文化財保護事業補助金交付規則	向日市文化財保護事業補助金実績報告書	

向日市議会令和3年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

令和3年3月30日
教 育 総 務 課

令和3年3月8日から10日までに開催されました、向日市議会令和3年第1回定例会一般質問答弁について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(令和自民クラブ 永井 照人) (通称) はり湖山の整備計画について 整備の取扱いについて 古墳としての整備について	【教育長答弁】 はり湖山には平成28年3月1日に国の史跡に指定された乙訓古墳群の五塚原古墳が所在している。 この乙訓古墳群は、桂川右岸地域の乙訓2市1町及び京都市に所在する古墳時代初頭(3世紀)から終末期(7世紀)までの13基の古墳で、日本国内でも限られた一つの地域に、これほど継続して築造された例は極めて稀であり、我が国の歴史を考える上で欠かせない貴重な遺跡であるとして、文化財保護法に基づき史跡に指定されたところである。 本市の五塚原古墳は、史跡乙訓古墳群の中でも、卑弥呼の墓と推定される奈良・箸墓古墳と同時期の最古級の古墳で、はり湖山全体が史跡指定地になっている。 このため、史跡を毀損することなく整備しなければならず、京都府教育委員会及び文化庁との協議が不可欠であり、整備の取扱いは教育委員会が中心となって、関係部局の協力を得て進めてまいりたいと考えている。 平成30年6月に文化財保護法の一部が改正され、文化財の確実な継承と、所有者等の主体的、計画的な取り組みを推進するため、保存活用計画の策定が求められている。 史跡に係る保存活用計画とは、「史跡の基本情報」、「保存、管理、活用の現状と今後の基本方針」、「運営体制」などを明らかにするものである。 このため、まず、史跡乙訓古墳群が所在する乙訓2市1町及び京都市が連携して一つの保存活用計画を策定し、その後、個々の古墳の整備方針を作成することとなる。 また、五塚原古墳については、これまでの史跡指定を目的とした発掘調査ではなく、今後は保存活用計画や整備方針の策定を目的とした発掘調査や、整備時の工事手法の検討などが必要となり、これらに時間を要することから、現時点では具体的な整備内容をお示しできる段階には至っていないが、平地の埴輪が林立する中期古墳とは異なり、丘陵上の埴輪を伴わない乙訓最古の前期古墳として、立地環境も考慮した、全国に誇れる特色ある整備を行ってまいりたいと

アカマツの対策について	考えている。 五塚原古墳の所在するはり湖山は、平成30年9月の台風21号により、倒木など甚大な被害を受け、以後、寺戸財産区により立ち入り禁止措置が執られ、令和2年3月の公有化後も引き続き立ち入り禁止とし、状況把握の上、市民の安全を確保するため、本年度、順次、隣接する道路沿いの危険樹木等の伐採や枝払いを行っているところである。 アカマツの対策を含めた自然環境の保全については、史跡乙訓古墳群全体の保存活用計画や五塚原古墳の整備方針を見据える必要があり、先ほど申し上げたように、同計画等の策定には関係市町・関係当局との協議など相当の時間を要するので、現時点で全面的な保存に取り組むことは難しいところではあるが、今後、引き続き、状況把握するとともに、可能な範囲で倒木処分等を行ってまいりたいと考えている。
管理方法について	議員ご案内の京都市左京区の宝ヶ池から東山に至る地域や福知山市の三段池公園は、公園内に池や歴史文化遺産を配し、松林に囲まれた桜やツツジなどの名所で、豊かな自然を有する総合公園となっており、今後、はり湖山に所在する五塚原古墳の整備に係る保存活用計画や整備方針を策定する中で、私自身もぜひ足を運んでご案内の内容を参考にさせていただき、市民に親しまれる史跡公園となるよう、市をあげて取り組んでまいりたい。
(令和新政クラブ 小野 哲) デジタルデトックスについて 本市の小中学生におけるネット・SNS利用の状況について ネット・SNSの長時間使用環境が及ぼす身体的影響について	【教育長答弁】 令和元年度京都府学力診断テストの質問紙調査によると、「平日携帯やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか」という問いに対し、本市の小学4年生では、議員ご紹介のスウェーデンの精神科医、アンデシュ・ハンセン氏の著書「スマホ脳」の中で示されているスマホ使用の最長時間の目安である「2時間以上」と回答した児童が約11パーセント、中学1年生では約22パーセント、中学2年生では約37パーセントであった。 また「自分だけの携帯電話やスマートフォンを持っていますか」という問いに対し、小学4年生で約46パーセント、中学1年生で約63パーセント、中学2年生になると約85パーセントが「持っている」と回答しており、年齢とともに携帯電話やスマートフォンの所有率は増加しており、同時にインターネット等の利用時間が増加していることが伺える。 日本小児科関連4学会から構成される、日本小児医療保健協議会から2015年、子どもとICTの問題についての提言が出されており、その中でスマホやタブレット等、子どもでも簡単に操作できる機器が急速に普及しており、多くの家庭では子どもと連絡を取るための必須の器具としてスマホを子どもに持たせている現状があること、子どものインターネット利用形態の多くはSNSなどを介した情報交換や大勢のネット仲間と一緒に大規模多人数同時

戸外での適度な運動について (飛鳥井 佳子) デジタル教科書及び図書館の活用について デジタル教科書について	参加型ゲームへの参加であることが示されている。 また、年齢が高くなるほど、インターネットに費やす時間が長くなるなど、ネット依存に陥る危険性が高くなること、さらにはＩＣＴの過度の使用は睡眠障害、遅刻・欠席の増加、学業不振の原因になるばかりか、孤独感の増長、攻撃性の亢進、規範意識の欠如、抑うつ傾向などの心理・社会的問題を抱えやすく、子どもたちの心身の健康や健やかな成長発達に悪影響を及ぼしているとされている。 先に申し上げた本市小中学生のスマートフォンの所有率及びメールやインターネット等の使用時間の状況を見ると、スマートフォン等の長時間使用による身体的影響が懸念され、今後さらにスマートフォン等の普及が進む中、議員ご提案のデジタルデトックスがますます重要になると考える。 これまでから、各学校において、児童生徒の心身ともに健全な発達を促すために、小中学校における体育や保健体育の授業はもとより、小学校の中間休みや昼休みの外遊び、中学校の昼休みのグラウンドでの球技や放課後の部活動など、積極的に運動に取り組んできたところであるが、本年４月から１人１台端末を活用した授業が始まるので、デジタルデトックスの観点からも戸外での運動の意義がさらに高まるものと考えている。 教育委員会としては、引き続き、児童生徒のＳＮＳやインターネットの利用状況等を把握するとともに、オンラインゲームの普及が進む中、ゲーム依存症対策に取り組む厚生労働省、文部科学省等関係省庁の最新の情報も収集し、学校と家庭の連携のもと、児童生徒の心身の健やかな成長・発達と、ＩＣＴの適正な利用が両立するよう取り組んでまいりたい。 【教育長答弁】 従来の学校教育法上の教科書は、「小学校、中学校、高等学校等においては文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」こととされていた。 しかし、議員ご案内のとおり、平成３１年４月１日に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」により、「児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、また、障がいのある児童生徒等の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、教育課程の全部または一部において、これらの教科用図書に代えてその内容を記録した電磁的記録である教材」、いわゆるデジタル教科書を使用することができることとなった。 文部科学省は、法改正に伴い、留意事項として、「デジタル教科書については、その使用がプラスとマイナスの両面の効果・影響を持ち得ることなどから、段階的にその導入を進めていくことが適当であると考えているため、今回の法律改正では、教科用図書を基本
--	--

とし、デジタル教科書を併用できる」とした通知を発出され、導入に際しては段階的に進めることが適当であるとされている。

一方で、新学習指導要領においては、ＩＣＴ環境を整備する必要性が規定されるなど、教育の情報化の重要性が一層増しており、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会全体のデジタル化が促進されている中、学校教育もその例外ではなく、本市においても、現在、ＧＩＧＡスクール構想による児童生徒１人１台端末の整備を、当初の予定を大幅に前倒しして進めているところである。

このように教育現場におけるＩＣＴ環境の整備が進む中、文部科学省において、デジタル教科書の今後の在り方等について検討を進められており、有識者で構成する検討会議では、デジタル教科書のメリットとして、繰り返し試行錯誤することが容易であることや、視覚的に表現できるため、より説明が深まること、また、教科書の持ち運びによる通学上の負担が軽減される可能性があることなどの意見があったと伺っている。

しかし、議員ご紹介の、明治大学の斎藤孝教授は、「教科書が紙でなくなり、インターネットにつながれば、教科書は膨大な情報の一部になってしまう」ことにより、「教科書の内容は絶対に身につけるという意識が、教師や子どもから薄れてしまうのが一番危険なことである」とされており、また、国立情報学研究所の新井紀子教授は「デジタル教科書の便利な機能によって、読解力の育成が阻まれる恐れがある」として、両教授ともデジタル教科書への懸念を示されている。

私自身も、読解力や思考力は、子どもたちが身につけるべき極めて重要な力であると認識しており、これらの力を養う上で、現行の紙の教科書は、これまでから、児童生徒に必要な基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するための、各教科における主たる教材として、長年にわたり学校教育の基盤を支え、使用されてきたこと、また、例えば、一覧性に優れているなどの特性があることや、書籍に慣れ親しませる役割を果たしていることなどを踏まえると、紙の教科書にはデジタル教科書とは異なる利点があるものと考えている。

このように、様々な意見があり、議論が重ねられている中ではあるが、ＧＩＧＡスクール構想による１人１台端末環境が早期に実現する見通しであることを踏まえ、文部科学省において、令和３年度に「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を計画されており、小学校５、６年生及び中学校全学年の１教科分の学習者用デジタル教科書の経費を令和３年度当初予算案に計上されているところである。本市においては、今後、こうした国の動向も十分に注視しつつ、まずはデジタル教科書の特性や、デジタル教科書の使用による効果や影響を把握する必要があると考えている。

その上で、デジタル教科書の活用については、児童生徒の学びの充実にどう資するののかとの観点に立って、校長会とともに、研究し

図書館の活用について	てまいりたい。 議員ご案内の「こども本の森・中之島」は、令和２年７月に開館した中之島公園内にある大阪市の施設で、大阪市によると、本や芸術文化を通じて子どもたちが豊かな想像力を育む施設として、大阪出身の建築家、安藤忠雄氏が建物を寄附されたと伺っている。 この施設は、図書の貸出はしていないが、絵本を中心にしながら、児童文学、小説や各分野の図鑑、芸術書など様々な図書を壁一面に並べ、自分で本を選び、楽しめる工夫が随所に施されるなど、子どもを主体に設計されており、大変人気のある施設だと聞き及んでいる。 このような施設は、子どもに文学を中心とした良質で多様な文化芸術に触れる機会を提供し、読解力や想像力の育成に寄与するものであるとともに、図書に親しみ、読書の楽しみを知ること、子どものオンラインゲーム依存症予防にもつながるものと存じている。 本市図書館においては、議員ご指摘の学習スペースの設置については、夏休みに自習室を設けてほしいとの要望もあったことから、平成２９年度から夏休み期間中の７日ないし８日間、臨時の自習室を設けており、本年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、やむなく中止したが、これからも継続して設置してまいりたいと考えている。 また、「子ども本の森・中之島」のような居場所を設けることは、現状では館内のスペースが限られているので、難しいところではあるが、子どもが自分で本を選び、楽しむための居場所づくりは、社会のデジタル化が進む中で、ますます大切になると考えており、今後、「子ども本の森・中之島」をはじめ、他の施設の取り組みを参考にしながら、本市図書館が、より多くの子どもたちにとって、本に親しみ、読書を楽しめる場となるよう、努めてまいりたい。
(日本共産党議員団 丹野 直次) 地域の要望について 五塚原古墳公園計画について	【部長答弁】 はり湖山に所在する五塚原古墳は、平成２８年３月１日に桂川右岸の乙訓２市１町及び京都市に所在する１３基の古墳のひとつとして、史跡乙訓古墳群に指定された。 このため史跡公園としての計画の進捗については、昨日、他の議員のご質問にお答えしたとおり、まず史跡乙訓古墳群の保存活用計画を策定し、その後、個別の整備方針を作成しなければならず、そのための京都府教育委員会及び文化庁との協議や、古墳群が所在する関係市町の担当者会議、古市・百舌鳥古墳群など先進地事例の調査など、準備に着手したところである。
(日本共産党議員団 常盤 ゆかり) 向日が丘支援学校改築計画について	【教育長答弁】 京都府教育委員会からは、児童生徒が生活実習室において日常生活などを体験し、衣服の着脱、洗面などの生活習慣が身に付けられるようにするなど、全ての児童生徒に対して、その発達や自立を

生活実習室について	促すため、授業の中で使用される特別教室として整備されると伺っている。 生活実習室には、宿泊も行うことができるよう、各部屋にユニットバスや簡易キッチンなども整備され、一部の部屋では重度の障がいのある児童生徒でも使えるバリアフリー仕様も予定されているとお聞きしている。 また、独立性を高めるための工夫として、他の教室とは離れた3階に生活実習室に使用する部屋のみを設け、さらには集団実習だけではなく一人暮らし体験型施設を設けるなど、しっかりと体験学習が行えるよう整備されると伺っているところである。
寄宿舎の存在について 説明会について	特別支援学校の設置に関することであるので、設置者である京都府教育委員会が判断されるものである。 京都府教育委員会においては、向日が丘支援学校の改築に向け、同校で行われてきた教育実践をさらに充実・発展させるとともに、共生社会の実現に向けた新たな学びの場づくりを目指すため、令和2年1月に「京都府立向日が丘支援学校改築基本構想」を策定された。
特別支援教育の充実について 小中学校のバリアフリー化の推進について	その策定にあたっては、教職員や保護者に対してアンケートを実施するなど、丁寧な議論を積み重ねられたと伺っており、また、現在作成されている基本設計についても、先月までに、教職員及びPTA役員の方への説明が行われたとお聞きしている。 令和2年の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準への適合義務の対象となる特別特定建築物に、公立の小中学校等が新たに位置付けられた。 これにより、令和3年4月以降に新築等される公立小中学校等については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることとなる。 さらに、このことを踏まえ、文部科学省は、昨年12月、公立の小中学校等を対象に、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を示し、整備の推進を図ることとされている。 同整備目標における将来的に目指す姿として、「公立の小中学校について、原則全ての学校施設において、車椅子利用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す」とし、車椅子利用者用トイレは「避難所に指定されている全ての学校に整備する」、スロープ等による段差解消は「全ての学校に整備する」、エレベーターは「要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する」とされ、これらを令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための目標として示されている。 さらに、この整備目標設定の考え方として、学校における円滑な

学びの場の保障について	移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員の在籍状況及び災害時における避難所の指定状況の視点を踏まえて重点化を図ること、また、あらゆる機会を捉えて学校施設のバリアフリー化を図るとともに、長寿命化改修等の大規模改修時にはバリアフリー基準を参考に、施設全体のバリアフリー化を促進することとされているところである。 本市においては、平成24年度竣工の向陽小学校北校舎の改築工事において、車椅子使用者用トイレ、段差解消のためのスロープ及びエレベーターを、また、平成26年度の第4向陽小学校体育館耐震改修工事において、新たに車椅子使用者用トイレを設置するなど、これまでから施設の改築や大規模改修の際にバリアフリー化に取り組んできた。 しかしながら、本市の校舎及び体育館は、竣工から40年以上経過している施設が多く、例えば、車椅子使用者用トイレやエレベーターの設置に際しては、その間の建築基準法の改正による高さ制限、日影制限及び構造基準改正等の制約を受けるとともに、耐震改修時における耐震診断結果に影響がない範囲で行う必要があることなど多くの課題がある。 このような状況の中、エレベーター設置については、現在、小中学校に円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していないことから、本市の施設は令和7年度末までの整備目標の対象にはならないところである。 また、段差解消のためのスロープの設置については、敷地境界から建物の昇降口等までは既に整備済であるが、昇降口等から教室等までは一部の学校で未整備の箇所があることから、今後、設置に向けて検討していく。 さらに、車椅子使用者用トイレ設置については、適合するスペースが構造的に確保できないことや、既存校舎の高低差がスロープでは解消できないといった根本的な課題があるため、改築施設を除いて思うように設置が進んでいない。 しかしながら、改築には多額の予算と相当の期間が必要となり、短期間に整備することは困難である。 今後、全国的にバリアフリー化の取組が進められるので、先行事例等情報収集を行い、既存施設についても、技術的に可能な方法を検討してまいりたいと考えている。 本年1月にとりまとめられた中央教育審議会答申において、2020年代を通じて実現すべき学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」という姿が示され、その中で、新時代の特別支援教育の在り方として、「障がいのある児童生徒の多様な学びの場の一層の充実・整備や、必要な指導体制等について、引き続き検討する必要がある」とされたところである。 特別支援学級の編制基準については、これまでから国において7
--------------------	--

コロナ禍での支援について 幼稚園へのコロナ感染予防対策の支援について (再質問) 特別支援学級の定数が8名となっているが、その定数を越えた学級数は、現在、どのくらいあるのか。 また、年度途中で定数を越えた場合、どのような対応をしているの	次にわたり教職員定数改善計画が策定され、学級編制の標準の引下げとともに、教職員配置の充実を図られてきており、国において改善を図られるべきものと考えている。 このため、教育委員会としては、国に対して、これまでから全国市町村教育委員会連合会等を通じて、特別支援学級編制基準等の改善について要望しているところである。 議員ご指摘のとおり、障がいにより特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は全国的に増えており、本市の小中学校においても、近年、特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加しているところである。 そのため、本市においては、厳しい財政状況ではあるが、障がいのある児童生徒に対する支援等のため、全ての小中学校に特別支援教育支援員を配置し、対象となる児童生徒の状況に応じて、拡充してきたところであり、来年度についても、本議会において増額予算をお願いしているところである。 教育委員会としては、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を目指す特別支援教育の充実は重要であると考えており、各学校において、児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導と必要な支援がさらに図られるよう努めていく。 【部長答弁】 私立幼稚園に対しては、感染症対策の強化を図るために、マスクなど衛生用品の購入費用として、国の令和2年度第1次、第2次、第3次補正予算に基づき、1施設あたり最大150万円が国及び京都府から補助されることとなっている。 なお、そのうち第2次補正予算では、感染症対策の取組徹底による業務量増加への対応について、必要な人件費も含めた経費に対しても補助対象とされている。 その他にも、第3次補正予算及び令和3年度予算において、ICT環境整備や衛生環境の改善などに係る施設整備等について、京都府を通じて国から助成されると伺っており、コロナ感染予防対策に係る私立幼稚園に対する支援については、国及び京都府において、なされるべきものと存じている。 【教育長答弁】 令和3年3月1日時点で、8名を超える特別支援学級は、小学校で2学級ある。 特別支援学級の学級編制基準が8名であるため、8名以下で新年度を迎えるが、年度途中で保護者の方と学校で話し合った結果、子どもにとって特別支援学級に入級する方がいいと保護者の方にご理解いただくと、その学級へ入級することとなる。 したがって、今年度においては、そのような形で年度途中で8名を超える学級が出てきた。
--	--

か。 (要望) 特別支援学級に児童生徒が在籍する場合、施設整備や余裕を持って支援員等の配置をしていただきたい。 (再質問) 実施設計をする前に、保護者の方などの意見を聞く場を設けてほしい。また、向日が丘支援学校の建替から開校までの一連のスケジュールを保護者の方や教職員などにも丁寧に説明をしていただきたいがいかがか。 (日本共産党議員団 米重 健男) 森本東部地区開発について 埋蔵文化財について	基本的に教職員の配置は、毎年５月１日時点の児童生徒数で配置されるが、年度途中の特別支援学級への入級となると、学校全体での体制、教育委員会の支援や加配教員で対応しているのが現状である。 【教育長答弁】 議員からご説明いただいたことは、基本的に設置者である京都府教育委員会が計画し、実施していくものである。そのようなご意見・ご要望があることは府教育委員会にお伝えする。 【教育部長】 森本東部地区開発に伴う埋蔵文化財発掘調査は、令和２年３月９日から同年１２月８日まで、１１カ所、約１万４千平方メートルを実施し、方形周溝墓と呼ばれる弥生時代の墓や溝、古墳時代の溝や川、長岡京の時代の建物や柵、道路側溝、ゴミ捨て穴、中世から近世の水田耕作に伴うもの、近代の寺戸川など多くの遺構が検出され、土器などの出土遺物がコンテナで１３７箱が出土するとともに、長岡京の時代の木簡と呼ばれる木札を含んだ土を土嚢袋で約３，５００袋を持ち帰ったところである。 調査終了後、約３ヶ月が経過し、出土した遺物や土地を洗浄しているところであるが、調査成果の全体の公表には遺跡や遺物の性格を把握する必要があることから時間を要するところであるが、その概要については、毎年、文化資料館で実施している前年度の主な発掘調査をまとめた「調査成果速報展」において、一部でも展示できるよう考えているところである。
---	--

向日市議会令和３年第１回総務文教常任委員会質疑要旨

- １ 日 時 令和３年３月１７日（水） 午前１０時～１１時５０分
- ２ 場 所 向日市役所第１委員会室
- ３ 委 員 丹野委員長、福田副委員長、常盤委員、和島委員、村田委員、
小野委員、天野委員

議案第２３号 令和２年度向日市一般会計補正予算（第１２号）（所管分）	
委員	○質疑 【新型コロナウイルス感染症対策対応に係る補正予算について】 補正で計上した新型コロナウイルス感染症対策の備品は具体的に何を購入するものか。
事務局	職員室の空間除菌の清浄機を購入する予定である。
委員	全ての小中学校の職員室に設置可能か。
事務局	全ての小中学校の職員室に設置予定である。
委員	業務委託する消毒とはどのようなものか。
事務局	放課後に行っているスクールサポートスタッフや教職員による消毒を、外部委託により放課後２時間程度行うものである。
委員	業者ではないのか。
事務局	外部委託でやっていただけたところに委託するものである。
委員	外部委託の期間は毎日か。
事務局	現在の想定は、児童生徒が登校する日の毎日放課後を考えている。
委員	空間除菌清浄機について、１校あたり２０万程度の予算だが、３０から４０万程度するのではないか。
事務局	金額はそこまでは想定していない。
委員	スクールサポートスタッフの消毒方法はどのようになっているか。消毒液を拭き取る感じか。

事務局	現在はスクールサポートスタッフが消毒を行っているが、計上した予算はスクールサポートスタッフ以外の業者に消毒をお願いするものである。消毒方法は消毒用アルコールと紙を使用する。
委員	子どもたちの自立を目指して欲しいと考えており、机や椅子を拭く作業は自身で行った方が良いと思うがどうか。
事務局	清掃は今まで通り児童生徒が行っている。児童生徒が下校後、パブリックスペースなどの消毒を委託業者にお願いしたいと思っている。
	採決　－　挙手全員　－　可決
議案第 1 号　　令和 3 年度向日市一般会計予算（所管分　文教関係分）	
	○質疑
委員	【学校の教室における換気対策について】 学校の教室における換気対策について、定期的な換気のため窓を開ける必要があるが、虫が入ってくる場合は網戸をつけるなど対策はどうなっているか。
事務局	改築校舎を除いて基本的に学校に網戸の設置は無いが、1 階の花壇が近い箇所は学校と相談の上、設置を進めているところである。
委員	網戸の設置場所は説明していただいたところだけなのか。今後、全ての教室に設置するのか。
事務局	校舎の改築の機会を捉えて実施したいと考えている。
委員	【不登校の実態について】 不登校の実態はどうか。増えているのか。
事務局	小学校はやや増加しているが、中学校は減少傾向である。
委員	今のところ受け皿はひまわり教室のみであるが、小学校 7 名中学校 10 名というのは増えているのか。
事務局	適応指導教室であるひまわり教室について、登録者は増加傾向である。

委員	ひまわり教室での学習の進捗状況はどうか。遅れているのか。
事務局	17名について個別に状況は異なっているが、要望に応じて学校の教員が家庭訪問等を通じて学習指導する支援を行っているところである。
委員	学習の遅れの心配は無いということか。
事務局	不登校の支援として適応指導教室を設置しているので、学習の遅れを回復することが緊急に必要なについても個別に状況を見て判断し、支援しているところである。学習の遅れについては何とも言えない。
委員	今のところ受け皿がひまわり教室しか無い。他市の事例ではフリースクールにつながるなどしているが、受け皿を増やすことについてはどうか。
事務局	登校が難しい児童生徒について、すぐに適応指導教室というわけではなく、スクールカウンセラー等の専門家を通じて、適応指導教室か、医療機関を通じて自宅学習が良いのか、議員ご指摘のフリースクール等の関係機関を通じて支援をすることが必要かなどアセスメントを実施している。フリースクールについては、本市の小中学生も活用しているところである。
委員	学校以外の道もあるので、市としても増やす必要があると思う。
委員	【国際シンポジウム特別展について】 国際シンポジウム特別展は、今年度当初予算と比較し事業費が下がっているが違いは何か。
事務局	今年度についてはシンポジウムとバスツアーを実施し、その前後の時期に合わせて特別展の開催を予定していた。シンポジウムとバスツアーはコロナ禍により来年度に実施することとし、特別展については時期をずらして現在開催中である。来年度は今年度の展示内容を踏まえて展示を行う予定であり、今年度に準備できたものがあるため、その分の費用が下がっている。
委員	下がった内容は了解した。特別展を見に行ったが、難しい漢字にはふりがなを付けると子ども向けにもいい。
委員	向日市をアピールできる機会であるので継続してやっていただきたいが、バスツアーの次は何か考えているのか。

事務局	今後計画を立てていくことになるが、展示をご覧になった市民の方々から寿岳家の資料をもとにした学習活動のご希望なども伺っており、向日市の文化振興に結びつく継続的な取り組みにしなければならないと考えている。 【学校施設環境整備事業について】
委員	主要事業の学校施設環境整備事業について、学校の建物は古いものも多いが雨漏りなどの報告は何件くらい上がっているか。
事務局	3か所程度把握している。
委員	対応として外壁工事を行うと思うが、予算的にはコンクリート部分の部分的な補修のみで、全体の塗装はできないということか。
事務局	今回の外壁修繕については、防水は含んでおらずクラックや欠損の補修と吹きつけの塗装を考えている。防水については別に実施し、雨漏りの状況に応じて修繕で対応する予定である。
委員	吹きつけは部分的な箇所のみで全体の塗装は無いということか。
事務局	壁面については全体である。
委員	外壁調査について1億円程度かかると思うが、業者を選定して今年度実施するというものでいいか。
事務局	調査は全部で1千万円弱になると思う。業者選定は入札等になる。
委員	工事の方は、調査を除き補正と合わせて約1億3千万円程度で行うでいいか。
事務局	工事については、全て補正予算で1億3,870万円計上している。
委員	学校施設環境整備事業について、4向小新築校舎の手洗い場の設置予定はどうか。
事務局	現在業者が決定したところである。春休み中の工事を予定しているが、水栓が入ってこない状況である。
委員	業者が設置箇所など確認の段階か。
事務局	業者は決定しているので、具体的な施工方法など確認の段階である。

委員	網戸等コロナ対策に準じた新しい生活様式にあった現段階で最適なものにして欲しい。 【学校給食管理費で購入する備品について】
委員	学校給食管理費で購入する備品はどのようなものか。また、緊急事態宣言解除前後の教室での給食のとりかたはどうか。感染者が減少している中で元に戻ることは考えているか。
事務局	給食備品については、大型のもので経年劣化した食洗機などを購入予定である。緊急事態宣言前後の給食のとりかたについては、給食再開時には配膳する人数を減らすために品数を減らすなどの工夫をしていたが、現在は品数も元通りにしている。ただし、現在でも喫食時は同じ方向を向いて喋らずに食べることを行っている。元に戻るタイミングについては、喫食している時はマスクを外しているので、飛沫リスクがある。また、国の指針も示されていないことから状況が整って以降となる。
委員	給食の食べる前と後の消毒方法は個人個人で行っているのか。また、飲食店で使われる紙のおしぼりを使用することはどうか。
事務局	給食の前後には手洗いを徹底している。給食当番については消毒液による消毒を実施している。学校では、飲食店と違い食前後の手洗いが徹底されていれば紙のおしぼりは必要ないものと考えている。
委員	夏場の食中毒も含め対策を徹底していただきたい。 【幼児教育振興費について】
委員	幼児教育振興費について、今年度入園補助金が無くなっていること、設備補助金の金額の増減についてどうなっているか。
事務局	令和2年度の入園補助金は教育総務費で計上していたが、令和3年度から児童福祉費に所管替えとなり減少している。設備費の金額の増減については、令和2年度はまとめて計上していたが、設備費補助金を教材教具購入補助金と二つに分けたためであり、幼稚園の設備費については金額の変更は無い。
委員	入園補助金は所管替えで存続はしているということでいいのか。
事務局	子育て支援課で実施する。
委員	設備補助金が減っているが、教材教具購入補助金と合わせると変わらないというこ

	とか。
事務局	令和２年度の私立幼稚園設備費補助金９０万円が、令和３年度では私立幼稚園設備費補助金６３万円と私立幼稚園教材教具補助金２７万円に分かれたがトータル９０万円で変わっていない。
委員	できるかぎりの支援をお願いしたい。
委員	【コロナ禍における小中学校のプールの授業について】 昨年はコロナ禍の最初の夏であったが、プールの実施は一度も無かったか。
事務局	小中学校におけるプールを活用した授業は行っていない。
委員	市の方針では今年もプールは行わないのか。
事務局	令和２年度のプールの授業が実施できていない主な要因は、健康診断が実施できず、児童生徒の健康状態をプールの時期までに把握できなかったことである。今後の状況にもよるが、まずは健康診断を実施した上での判断となる。
委員	健康診断のこともあるが、スイミングスクールは営業しているが学校はなぜ中止なのかとなる。一方で自治体によりプールを廃止する動きがあるが、昨年水道代は抑えられていると思うがどうか。
事務局	決算が締まっていないので全体は未だわからないが、水泳の授業を実施していないためにプールにかかる水道代は減少していると思われる。しかし、一方で感染症対策の手洗い回数が多くなっている。全体の水道代は決算までに精査したい。
委員	プールを廃止とした場合の実施方法や管理費なども考えていただきたい。
委員	【旧上田家住宅整備事業について】 旧上田家住宅について、令和２年度１２３万円、令和３年度１６０万円計上があるが、内容と内訳について説明いただきたい。
事務局	今年度については、工事に伴うラック等の備品購入費である。令和３年度は、活用に伴う備品購入費及び電気料金やセコムなどを含めた金額である。
委員	令和３年度の１６０万円がランニングコストということか。

事務局	オープン後に明確なランニングコストが決まることになるが、光熱水費などは一般的な使用を想定した積算金額である。
委員	一般的な使用ではこの金額ということか。
事務局	光熱水費、消耗品と電話料金で73万6千円を通常一般的な使い方として、加えて剪定業務委託料で36万9千円、備品購入費で40万2千円、オープンに係る記念品で約10万円とし、合わせて160万5千円を計上した。
委員	ランニングコストは了承した。オープンに係る経費は10万円でいいか。
事務局	記念品として10万円計上している。
委員	11月オープンということであるが、管理形態と飲食の可否はどうか。
事務局	管理形態は直営か指定管理を検討しているが、現段階では直営が良いと考えている。室内での飲食はできると考えているが、場所により展示室などできない箇所の設定はありうる。
委員	直営の場合、所長など職員が直接案内するということか。
事務局	案内は職員などで実施する予定である。
委員	丁寧な案内ができるのでありがたい。多くの方に来てもらうにはサロンや、町家カフェを作ることが良いと思うが、オープン時の周知や活用の方法はどのように考えているか。
事務局	ご提案の町家カフェは念頭に入れているが、第1種住居専用地域に所在し、その制限も考慮しなくてはならない。活用方法については、ギャラリー的な機能や貸展示ができるようにし、展示では昭和30年代の生活様式や、長岡京時代の出土遺物、また戦前・戦後の頃に使われた農機具も展示し、教科書にも掲載されているものを実際どのように使われたか分かるようにするなど、学校教育にも寄与できる展示を考えている。また、阪急京都線東側における長岡宮跡の活用もできる施設と考えている。
委員	予算で計上した160万5千円について、1年間の人件費を除いた経費ということでもいいか。人件費は今年度計上が無いが、今後補正予算として計上予定はあるか。あるいは、今年度は文化財調査事務所が管理し、来年度以降の管理はプラスの人件費を加味した直営方法を検討するということか。

事務局	160万5千円から記念品の10万円と備品代の40万円を引いた金額が、運用前の1年間のランニングコストである。人件費について現在のところ補正等で予算計上を考えていない。旧上田家住宅の使用方法は、史跡長岡宮跡の活用場として考えており、「長岡宮跡の活用補助金」の中で運用を行うよう考え現在申請中である。できるかぎり市の負担を軽減した上での活用を行っていききたい。
委員	旧上田家住宅に駐輪場は設置されるか。
事務局	見学者用の駐輪場を確保している。
委員	場所はどこか。
事務局	旧上田家住宅から道路を隔てた南西に駐車、駐輪スペースを確保している。
委員	五塚原古墳は現在立ち入り禁止であるが、今後駐輪場の確保は考えているか。
事務局	乙訓古墳群全体の保存活用計画を策定後に個別古墳の整備や活用について検討行うこととなるが、遺跡の適切な保護が第一であり、駐輪場についてはまだ決まっていない。
委員	路上駐車など違法駐車が見られる。整備時には改善が必要であるが、作らない可能性もあるという認識でいいか。
事務局	現在五塚原古墳は立ち入り禁止であり、施設見学者の不法駐車などは無いものと認識している。整備時には、広く意見を聞いた上で、見学者のための駐車・駐輪スペースの設置については検討していく課題の一つと考えている。
委員	五塚原古墳の竹藪について、竹が電線にかかった際に建設部へ苦情が行くなど、所管で混乱したことがあった。今後、竹林の整備の計画を作成する予定はあるか。
事務局	五塚原古墳の所在するはり湖山は、教育委員会文化財調査事務所名で立ち入り禁止の注意板を設置し所管を明記している。 また、ご指摘の箇所は開発に伴って提供された斜面地であり、史跡となったことから今年度建設部から文化財調査事務所へ所管替えとなった。文化財調査事務所の管理となってからは、竹の伐採を順次行っており、作業の際は、近隣住民への声かけにより責任の所在を明らかにした上で作業を行っている。現在は道路から約3メートルまで間伐を行った。電線にかかる竹は無くなってきているが、今後も継続して伐採等の作業を実施する予定である。

	竹林と遺跡の整備については、史跡の保全を第一に考え、自然環境、立地環境等を考慮のうえ策定する整備計画の中で、竹林の在り方についても検討していきたい。
委員	住民からは適切な対応をいただいた旨聞いている。
委員	【学校管理運営費について】 学校管理運営費について、ＩＣＴ支援員は４校に１人配置が必要と思うが予算に入っているのか。ＧＩＧＡスクール構想では今後タブレットの活用が進んでいくが、筆記用具を使用し手で書いて行う学習との兼ね合いについての見解はどうか。
事務局	今回の予算案にはＩＣＴ支援員の予算は入っていない。機器の設置や導入など初期に起こるトラブルについては、ＩＣＴ支援員を必要とせず対応できるものと想定している。
事務局	新しい学習指導要領に示されたとおり、ＧＩＧＡスクール構想を実現する中で、全てタブレットを使用することは効果的では無く、これまでの書いて学ぶということも含めて最も適切な方法で指導していきたい。
委員	支援員配置は予算化していないということでもいいか。
事務局	ＩＣＴ支援員は今後必要となる可能性はあるが、現状では教育委員会と設置業者で対応可能と考えている。
委員	【体育の授業におけるマスクの着用について】 体育の授業でマスク着用は行っているか。
事務局	教員が説明や指導の際は着用している。
委員	運動中は非着用ということか。
事務局	「外しなさい」ではなく「外しても良い」という指導を行っている。
委員	実際はどうか。
事務局	心配で着用する児童生徒が数名いるが、多くは外している状態である。
委員	ボールなど体育館の備品について、その都度消毒は行っているか。

事務局	1日の活動が終わる際に消毒を行っている。
委員	4月からワイワイススポーツクラブが始まるが、使用前後に消毒をするよう指示が出ており、児童生徒使用時の消毒方法の確認がしたかった。
委員	【留守家庭児童会について】 留守家庭児童会について、予算が昨年度から増額したことと、民間事業者で増えた2園に対する補助はどのようになっているか。
事務局	予算の増額については、指導員の人数増によるものである。民間への補助については現段階ではもずめクラブのみであるが、予算として980万円ほど計上している。
委員	もう1園の補助は行わないのか。
事務局	予算作成時に開設届が出ていなかったためである。開設後、申請に基づいて対応する。
委員	新しい園の規模などの情報は入っているか。
事務局	放課後児童クラブ ^{にこいち} 251という名称で定員40名と聞いている。
委員	その場合は同程度の補助と考えてよいか。
事務局	人数が同じあれば同程度と想定される。
委員	【全国学力・学習状況調査について】 全国学力・学習状況調査について、昨年は京都府総合教育センター作成のテストもコロナ禍により中止となったが、来年度の予定はどうか。
事務局	全国学力・学習状況調査は全国的に学習の遅れがある地域があり、5月下旬に日程変更し実施すると聞いている。京都府のテストについても4月に、中学2年生については10月に例年通りの実施予定である。本市も学習の遅れは聞いておらず実施予定である。
委員	今やるべきはテストでなく学習の遅れを回復する対策であると考え。テストに予算をかけるのではなく、感染症予防対策や学力回復につながる教員の増員や備品の充実などが必要と思うがどうか。

事務局	今年度はテストが中止となり、コロナ禍での学習や生活などの状況把握が難しかった。テストは学力の状況把握の一つの方法であり、全体の傾向や個別の状況に応じて授業改善や補習を行うことが大切であるため、テストの活用は必要だと考えている。
委員	コロナ禍でコミュニケーションが取りづらい状況である。小中学校の9年間は将来の人間形成へ影響を及ぼす可能性があると考えるが、教育的な観点からどうか。
事務局	コロナ禍の1年は早期に通常の教育活動に戻したかったが、再び緊急事態宣言が出された中で式典などへの参加を遠慮いただくなどの状況が続いた。今後、長期間続くことによる影響を想定することは難しいが、学校で行ってきた異年齢集団として1年生と6年生がペアを組んで活動することや、地域の高齢者との関わりや園児と小学校との関わり等は大いに効果があったことからコロナの状況にもよるが早期に戻していきたいと考えている。
委員	子供たちは地域の中で育っていくのでフォローをお願いしたい。
	採決　－　挙手多数　－　可決
議案第26号　向日市民体育館の指定管理の指定について	
委員	○質疑 【向日市民体育館の指定管理の指定について】 指定管理者には補正予算で補助を行うことになるが、経営状態が回復しない場合は再度補助することになるのか。
事務局	利用状況として、90%程度であった稼働率がコロナ禍では6割から8割となっていた。ただし、直近の状況では3月も殆ど埋まっており、感染症対策との両立を図りながらスポーツを楽しんでいただけている状況と認識している。今後については状況を確認することになる。
	採決　－　挙手全員　－　可決

第2 向陽小学校の校舎の状況について

令和3年3月30日
教 育 総 務 課

次のとおり報告します。

北校舎 軽量モルタルの剥離・落下

(1) 西側1-2階階段裏モルタルの剥離・落下

発生日 令和2年10月15日(木)

対応 ① 教育委員会(管理職及び一級建築士等)による点検

対象: 全校舎の階段裏・天井・壁の全箇所(目視調査・打診調査)

※天井については、目視調査を実施

② 専門業者による調査

対象: 全校舎の階段裏(打診調査)

※調査結果を受け、北校舎西階段裏モルタルを除去する修繕を実施

(2) 2階手洗い場付近の壁面塗装剥離

発生日 令和3年1月22日(金)

対応 ① 教育委員会(一級建築士等)による確認

対象: 北校舎の2階手洗い場付近の壁面(目視調査・打診調査)

※当該箇所の塗装を除去する修繕を実施

(3) 2階廊下天井モルタルの剥離・落下

発生日 令和3年3月21日(日)

対応 ① 教育委員会(管理職及び一級建築士等)による確認

② 専門業者による確認(目視調査・一部打診調査)

③ 検討の結果、3月22日(月)に臨時休業を決定

④ 緊急安全対策実施(廊下天井をブルーシートで覆い固定)

⑤ 現在、専門業者による詳細調査(打診調査)を実施中(3月31日終了予定)

※調査結果を受け、4月以降から順次、修繕を行う予定を前倒しして、
軽量モルタルの除去等安全を確保するための修繕を実施中。

⑥ 3月31日(水)保護者説明会実施予定(体育館)

第1部 午後6時から同7時まで

<第1学年から第3学年までの児童の保護者を対象>

第2部 午後7時30分から同8時30分まで

<第4学年から第6学年までの児童の保護者を対象>

【内容】 (1) 調査結果及び安全対策等について

(2) 質疑応答